

支援事業（佐賀県）

令和4年11月29日

佐賀県	農林水産部	農山漁村課
佐賀県	県土整備部	河川砂防課

田んぼダムの推進について

佐賀県農山漁村課
令和4年11月29日

田んぼの排水口に小さな断面の切り欠きをあけた調整板を設置し、大雨時の水の流出を抑制することで、田んぼがダム役割を果たす。

多くの田んぼで取り組むことで、水路や河川の水位上昇を緩和し、下流域の洪水被害を軽減する効果がある。



◎田んぼダムの実施

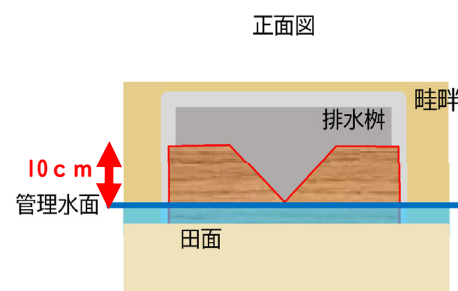
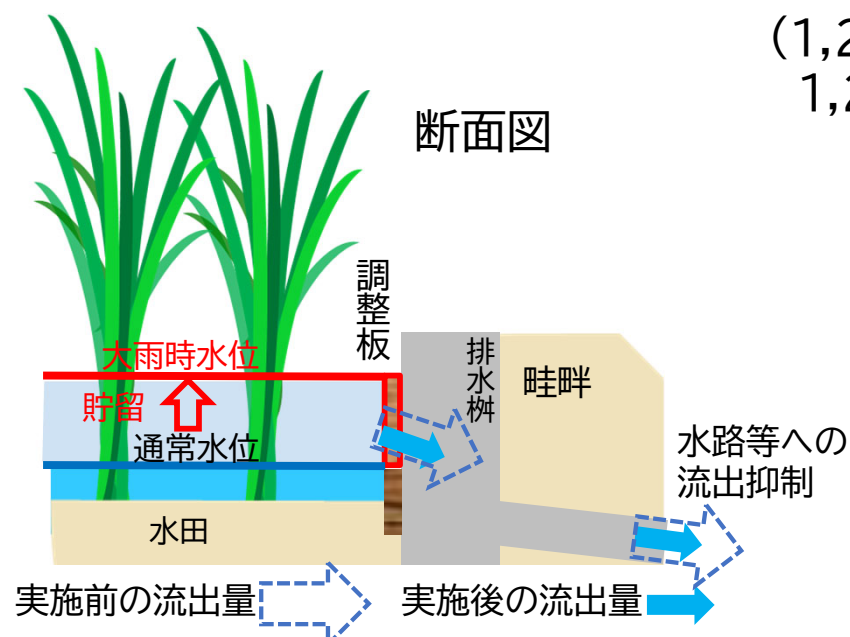
(効果) 広範囲での調整板設置により、大規模な雨水貯留容量を確保

(1,200haの水田で田んぼダムに取り組んだ場合)

$$1,200\text{ha} \times 10\text{cm} = \underline{120\text{万m}^3} \text{ を貯留}$$

↓
小学校の25mプール (300m³)
の4,000杯分に相当

下流への流出を抑制(洪水被害の軽減)

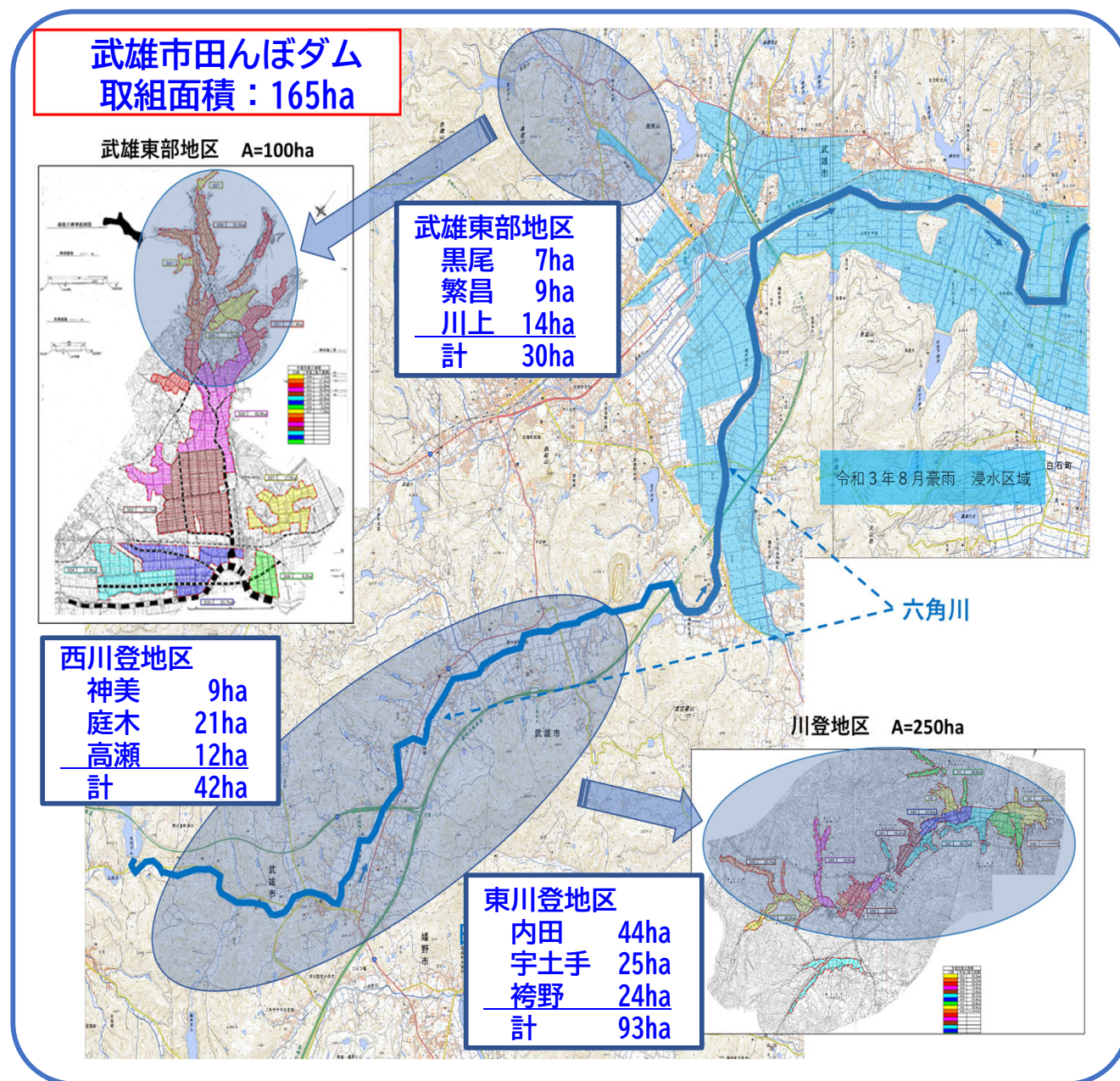


通常より調整板分
(10cm)を貯留

(実施に向けた課題) 上流域の農家の理解・協力が不可欠

田んぼダムの取組について

◎田んぼダム実施エリア（川登地区、武雄東部地区）



県全体取組面積（R4.11.25時点）

市町名	取組確定		備考
	組織数	面積(ha)	
武雄市	9	165	
嬉野市	3	44	
佐賀市	5	176	
多久市	1	14	
神埼市	11	359	
吉野ヶ里町	14	193	
上峰町	5	31	
みやき町	3	159	
鳥栖市	1	13	
計	52	1,154	

当初予定面積：800ha

**せき板：約7,000枚
県産杉材**

**（うち、約5,000枚程度を
障がい者福祉施設に製作
を依頼。）**

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」及び「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止対策事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○国庫補助の要件を満たさない河川改修等

・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修

・総事業費4億円未満の準用河川の改修

・普通河川の改修

など

○流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策

・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造

・移動式排水施設の整備

など



計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和6年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫



河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

○排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修

○樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修・更新

○護岸・堤防の改修

○ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)の改修・更新

